

宇和島市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実施するための提案が、明確かつ具体的にされているか。	10	20
	事業への理解・知識 提案内容の実現性	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあり、実施方法が具体的で実現性があるか。	10	
提案内容 評価	利用者ニーズ 把握・反映方法	利用者のニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法についての提案がなされているか。	15	45
	地域包括ケアシステム の活用・分析	地域包括ケアシステムの活用を前提とした、具体的かつ効果的な分析提案がなされているか。	15	
	独自提案	提案事業者のノウハウや知識等を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	15	
業務実施面 評価	業務実施体制	業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。	10	25
	作業工程	各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。	5	
	業務実績	本業務と同種業務の受注実績があるか。	10	
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格÷提案者の見積価格 ＝得点 ※小数点以下切り捨て		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。